

日本 NPO 学会 情報公開に関する細則

第 1 条（目的）

この細則は、日本 NPO 学会会則第 3 1 条の 2 第 2 項の規定に基づく情報公開に関して定めることを目的とする。

第 2 条（原則）

本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開すると規定した会則第 3 1 条の 2 第 1 項により、公開対象書類、公開の相手方、公開方法等の詳細をこの細則において規定する。

第 3 条（公開対象書類）

本会の公開対象とする書類は、別表に掲げる各号書類とする。

第 4 条（公開の相手方）

公開対象書類は、別表において会員のみを公開対象とする書類を除き、何人にも公開するものとする。

第 5 条（公開の方法）

公開対象書類の公開方法は、本会のホームページに掲載する。

- 2 ホームページに公開する書類は、会員のみを公開対象とする書類を除き、何人もこれにアクセスできる措置を講ずるものとする。

第 6 条（公開期間）

公開対象書類の公開期間は、別表に掲げる各号書類に応じ、公開期間として定める期間とする。

第 7 条（実施に必要な事項）

この細則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

第 8 条（改廃）

この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成 2 9 年 5 月 1 4 日より施行する。